

最近の判例から

(13)

高層マンション建設を反対するビラの

配布等の差止請求が否認された事例

(名古屋地決 平一四・七・五 判タ二一〇―二三五) 金子 寛司

古くから商業地域内に居住していた住民が、自宅の南側に高層マンションが建設されることに抗議して、同マンションの建設販売会社等が出展している集合住宅展示場の周辺道路で、建設反対のプラカードを掲げ、ビラを配布した等のため、当該会社が、名誉を毀損されたとして、その行為を禁止する旨の仮処分命令を求め、住民側が表現の自由等を根拠に争った事案において、住民側の行った表現行為は違法性を帯びるとはいえないとし、仮処分の申請が却下された事例(名古屋地裁 平成一四年七月五日決定 却下・確定 判例タイムズ 一一一〇号二三五頁)

一 事案の概要

マンションの建築販売等を業とするXは、平成一三年一月、名古屋市の商業地域内で、高さ六〇・五m、地上一七階・地下一階のマ

ンション(以下「本件マンション」という。)を建築することとし、建築確認申請を行った。本件マンション敷地のほぼ真北に位置する二階建ての住宅に居住していたYは、平成一四年二月から三月にかけての八日間、Xその他の住宅会社が出展している集合住宅展示場の周辺道路二カ所において、「人間性無視の〇〇は買いません」、「他人の日照権を奪う〇〇は買いません」と記載したプラカード(以下「本件プラカード」という。)を掲示したほか、ビラを通行人に配布した。

当該ビラには、「人間性無視」、「〇〇・△産業の暴挙を許すな!!」等の表題部に続けて、Xは、「巨大なマンションの建築計画については、近隣住民と協調をしながら良い街作りを目指すべきであるところ、南側に寄せて建てることなど、Xに求めた譲歩や配慮は聞き入れられなかったこと、そのために、戦前から住ん

でいて得られていた日照が、冬至には全く失われてしまうことなどが記載されていた。また、Yは、本件マンションの敷地周辺については、自己の住宅等に本件プラカードと同様の内容を記載した横断幕及び懸垂幕等を掲げた。

Xは、本件プラカード及びビラに記載された文言は、Xを不当に誹謗・中傷するものであり、Xの信用・名誉を含む人格権及び営業権が侵害されることは明らかであるとして、Yの表現行為を禁止する仮処分命令を求めて提訴した。Yは、Yの表現行為は、Xによる日照被害に対してなした正当な抗議行動にすぎず、憲法二一条の表現の自由の保障として認められる範囲のものである等として争った。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、以下のとおり判断した。

(1) 本件プラカードや横断幕・懸垂幕等は、やや鋭い表現や色遣い等があるとはいえ、その記載が極めて不十分・不公正で、かつ、不当な誤解を招くものであるとはそもそもいえないし、また、Yが、通行人等に対して自らの意思を無理に押し付け、又は意見を無理強いしたものとまではいえない。

(2) Yの表現行為により、仮に名誉毀損の結果が生じた場合であっても、①その表現行為の前提となる事実が主要な部分につき真実であり、少なくとも真実であると信じるに足りる相当の理由があること、②その表現の対象が、公共の利害に関するか、公衆の関心事であること、③その表現行為の目的が、単なる人身攻撃に終始するのではなく、公共の利害に関連づけられていること、の要件が満たされる場合には、違法性は認められず、不法行為としての名誉毀損は成立しないと解するのが相当である。

(3) 本件表現について検討すると、①「他人の日照を奪う」と表現したことは事実と合致しており、その余の表現についても、事実に基づいていないとか、事実を反し、突飛かつ誇張に過ぎたものは見出せない。

②日照は、誰にとつても、重要かつ切実な問題であり、これを含めた住環境の整備の実現には、公共の利害がある。③Yの本件表現行為は、豊かな住環境作りという、万人が共通に願っている事項に関してのものであり、その表現行為が、専らXの人身攻撃のみが目的であるということではない。④以上のとおり、本件表現行為は、違法性を帯びるとはいえない。よって、本件仮処

分の申立てを却下する。

### 三 まとめ

表現の自由と名誉の毀損について、最判昭六一・六・一一は、他人の名誉を害する表現は表現の自由の濫用であるが、名誉毀損に当たる行為についても、①表現の公共利害性(表現の対象が公共の利益に関するものであること)、②目的の公益性(目的が専ら公益を図るものであること)、③真实性(真実の証明があるか、真実と信頼したのが無過失であること)があれば、名誉毀損の違法性はないとした。本判決も、本件表現行為は、その三要件を満たすものとして、その差止めを認めなかった。他方で、本判決は、企業側に、「表現の自由は、それを禁止するより受け手の取捨選択に委ねるべく、表現をもって対処していくべきで、Xには莫大な質・量の継続的な表現行為が可能である」とも付言している。マンション事業者にとって参考になる事例と思われる。